

# 今年 「平成22年 国勢調査」の年



国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯などの実態を把握するために5年に一度行われています。

今年「平成22年国勢調査」の年となり、10月1日を基準日として全国一斉に実施されます。

**Q** 調査結果はどんなことに使われるの？

**A** 都道府県議会や市町村議会の議員数の決定、地方交付税交付金の算定基準などに用いられたり、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。  
このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。

**Q** 調査の方法は？

**A** 9月下旬から国勢調査員が国内の全世帯を訪問して調査票を配布し、10月1日現在の状況を調査票に記入していただきます。  
調査票の回収は、10月上旬に国勢調査員が再び訪問させていただくか、郵送で提出していただくかを選択できます。

**Q** 国勢調査員はどんな人？

**A** 調査票を配布、回収する国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、全国でおよそ70万人が従事します。  
調査員には統計法により守秘義務が課せられており、身分を証明するための「国勢調査員証」を携帯しています。

**問い合わせ** 総務課 統計係  
☎ 65-0752 ☎ 63-4561

# 福祉医療費受給券・助成券更新手続きをお忘れなく

現在、有効期限が平成22年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

## 1 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格（※それぞれ所得制限があります）

- **重度心身障害者(児)**(65歳未満)
  - ・ 身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・ 知的障害の程度が重度の方
  - ・ 身体障害者手帳3級で、かつ知的障害の程度が中度の方
  - ・ 特別児童扶養手当1級支給対象児童
  - ・ 身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方
- ※ 65歳～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。

## ● 重度心身障害者(後期高齢者医療制度の該当者)

- ・ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ・ 知的障害の程度が重度の方
- ・ 身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
- ・ 身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

定する地域に居住し、認定された方

## ● 母子・父子家庭(65歳未満)

- ・ 18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子

## ● ひとり暮らし寡婦(65歳未満)

## ● ひとり暮らし高齢寡婦(65歳～69歳)

- ・ 配偶者のない女子で、かつ配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後その状態が継続すると見込まれる方

## ● 老人(65歳～69歳)

- ・ 本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方

## 2 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格（※それぞれ所得制限があります）

- **重度精神障害者(児)**(65歳未満)
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療(精神通院医療)を受けておられる方
  - ※ 65歳～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。

いない方は、この制度の対象となります。

## ● 重度精神障害者(後期高齢者医療制度の該当者)

- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療(精神通院医療)を受けておられる方

### 手続き期間

7月21日(水)～30日(金)

8時30分～17時15分(土・日を除く)

### 場所

保険年金課または各支所

### 持参する物

- ・ 健康保険証
- ・ 前住地の所得証明(平成22年1月2日以降に本市に転入された方)
- ・ その他通知に明記されている物

※ 該当の方へは7月中旬に個人あてに通知いたしますので、更新の手続きをしてくださいます。なお、通知のない方で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

### 問い合わせ

**保険年金課 後期高齢者医療係**  
☎ 65-0689 ☎ 63-4618